

## 上田市水道条例等の一部を改正する条例について

### 1 改正の概要

上田市上下水道審議会の答申を踏まえ、令和7年度から令和10年度までの上下水道料金を改定するための所要の改正を行うもの。

#### 答申内容

- (1) 算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。
- (2) 水道料金は、平均改定率18.5%引き上げることが適当である。
- (3) 下水道使用料・農業集落排水施設使用料は、平均改定率11.7%引き上げることが適当である。
- (4) 改定時期は、令和7年4月1日とすることが適当である。算定期間は、令和7年度から令和10年度までの4年間とする。

### 2 改正の背景

上田市の上下水道事業は、令和4年に下水道事業供用開始から50年、令和5年に水道事業給水開始から100年が経過したが、昨今の人口減少と節水機器の普及等により水道料金収入および下水道使用料収入の減少が見込まれる。

また、近年のエネルギーコスト・労務単価の上昇や、建設資材などの物価高騰により、経営状況は厳しさを増している。

令和6年能登半島地震では、被災地域において上下水道施設の老朽化、脆弱性が甚大な被害をもたらし、復旧への対応の困難さが生活再建に支障をきたしているが、上田市は、浄水施設や管路等の更新率や耐震化率が全国平均と比較して低い状況であることから、地震や台風などの災害に備えるため、施設や管路の耐震化、更新を積極的に進めていく必要がある。

以上のことから、独立採算制を原則とする上下水道事業を持続するためには、経費縮減を継続し、適正な資産維持費※を含む事業収益の確保に向けた料金改定が必要であると判断した。

※資産維持費：水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額であり、償却資産額（建物、構築物、機械等）×資産維持率で求められる。

今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的なサービスの提供を確保するため、国からは「資産維持率の標準は3%である」との通知があったが、社会経済情勢や市民生活への影響を考慮し、上下水道事業とも資産維持率1%の資産維持費を算入した改定率とした。

### 3 改正の内容

#### (1) 上田市水道条例

水道料金を次のとおり改訂する（+18.5%）。

量水器 の口径	基本料金（1月につき）		水量料金（1m <sup>3</sup> につき）		
	（改正前）	（改正後）	水量	（改正前）	（改正後）
13mm	712円	<b>844円</b>	1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 以下	61円	<b>72円</b>
20mm	1,853円	<b>2,196円</b>	11m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下	154円	<b>182円</b>
25mm	3,289円	<b>3,898円</b>	31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下	172円	<b>204円</b>
30mm	5,922円	<b>7,018円</b>	51m <sup>3</sup> 以上	181円	<b>214円</b>
40mm	11,720円	<b>13,888円</b>	1m <sup>3</sup> 以上	181円	<b>214円</b>
50mm	20,375円	<b>24,144円</b>			
75mm	45,347円	<b>53,736円</b>			
100mm	83,063円	<b>98,430円</b>			
125mm	132,465円	<b>156,971円</b>			
150mm	178,631円	<b>211,678円</b>			

#### (2) 上田市下水道条例・上田市農業集落排水施設条例

下水道使用料及び農業集落排水施設使用料を次のとおり改定する（+11.7%）。

基本使用料（1月につき）		水量使用料（1m <sup>3</sup> につき）		
（改正前）	（改正後）	水量	（改正前）	（改正後）
1,287円	<b>1,438円</b>	1m <sup>3</sup> 以上10m <sup>3</sup> 以下	73円	<b>82円</b>
		11m <sup>3</sup> 以上30m <sup>3</sup> 以下	181円	<b>202円</b>
		31m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 以下	194円	<b>217円</b>
		51m <sup>3</sup> 以上100m <sup>3</sup> 以下	199円	<b>222円</b>
		101m <sup>3</sup> 以上300m <sup>3</sup> 以下	205円	<b>229円</b>
		301m <sup>3</sup> 以上	209円	<b>233円</b>

### 4 施行期日

令和7年4月1日

ただし、施行日前から継続して使用している場合、施行日から令和7年5月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定する上下水道料金は従前の料金とする。